



令和元年9月11日
内閣府（防災担当）

「令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が9月6日（金）に閣議決定され、本日（9月11日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 大島、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(※令和元年梅雨前線豪雨等（台風第3号及び第5号の暴風雨を含む。))

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では農地は83%→96%に嵩上げ）

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. スケジュール

9月 6日（金） 閣議決定

9月11日（水） 公布・施行

政令第九十四号

令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和元年六月六日から七月二十四日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
備考 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

二 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第三号及び同年台風第五号によるものをいう。

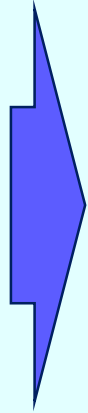
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

<措置の概要>

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
 - 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の嵩上げ等の措置を適用
 - ・ 農地（災害時） 83. 1%
 - ・ 農業用施設（水路、ため池、農道等）（災害時） 92. 9%
 - ・ 林道（災害時） 80. 5%
（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- ※補助率は、過去5カ年の実績の平均



<激甚災害指定時の措置>

- さらに補助率を嵩上げ

農地	83. 1%	⇒	96. 0%
農業用施設	92. 9%	⇒	98. 4%
林道	80. 5%	⇒	91. 9%

（過去5カ年の実績の平均）

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
 - 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
(例)
 - 一般単独災害復旧事業
(例：農林漁業施設) ※農地は対象としない
- 充当率65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%
(財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

- 【農地、農業用施設、林道】
 - 1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満
充当率（農地）50%（農業用施設、林道）65%
- ※特に被害の著しい区域90%
元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。